

1971年第28回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 6月21日(第5日目) 午前10時10分開議
午後4時38分散会

2. 出席議員(21名)

1番 伊佐徳次郎	2番 島徳吉
3番 大川正雄	4番 天久盛雄
5番 宮城正光	6番 稲福仁正
7番 宮城仁政	8番 又吉正弘
9番 宮里敏行	10番 比嘉守盛
11番 安次富盛信	12番 崎間正馬
13番 榎原恵信	14番 仲村春信
15番 山本朝保	16番 武島行男
17番 多和田真一	18番 大川昇
19番 玉那禰行昭	20番 伊佐雅仁
21番 比嘉義定	22番 古波藏清次郎

3. 欠席議員(/ 名)

16番 武島行男

4. 議事説明員

市長 崎間健一郎	助役 沢城安一
収入役 長屋好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和夫	厚生課長 伊佐友誠
総務課長 古波藏信三	農林課長 崎間政光
商工観光課長 榎原盛真	部計課長 新垣信栄
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁志
固定資産評価室長 武島正季	代理 宮城清康

水道部長 仲村春盛 営業課長 矢掛弘
会計課長 天久実 工務課長 金城健一

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 業務係長 照屋毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第5号) 1971年6月21日(月曜)

日程第1 委員会審査期限延期要求について
(総務常任委員会)
(議事24,25,26,27,28,32,33号)

日程第2 委員会審査期限延期要求について
(経済民生教育常任委員会)
(議事48,49,50,51,52,53,54,55,1971年6月)

日程第3 議事第40号 1972年度宜野湾市一般
会計収入支出予算

日程第4

NO 17.

第88回 定例会

議長

定足数に達してありますので第88回、
宜野湾市議会定例会(第5回目)の本会議
を開きます。(午前10時10分)

議長

本日の日程はあくまでもありまして
ありチオとマヨの日程表(第5号)のとおり進
めてまいります。

議長

日程第1、委員会審査期限延期要求
について、日程第2、委員会審査期限延期
要求について、以上2件につきましては
あくまでも配布をしてあります。委員会審
査期限延期要求どおり期限延期を認
めることに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので期限延期を
認めることに決しました。

議長

質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時10分)

宜野湾市議会

再開いたします。(午前 11時30分)

議長

歳入歳出予算の質疑をこなかう行
います。最初に歳入から質疑を行なう
と思ひます。質疑のある諸君は番号を願
ます。

議長

暫く休憩いたします。(午前 11時30分)
再開いたします。(午後 11時31分)

12番、

固定資産税の滞納とはどう言うこと
ですか。

税務課長

どう言うことか固定資産税の滞納に
なってしまいかと言うことでござりますか。

12番、

「え、何故 徴収出来ないか」と言
うことです。市民税は理解出来ます。固定
資産税の滞納と言うことは、これは避け
られないんだと誰にかゆるさぬ。

税務課長

こちに聞いて下さい。1番 タリのか
市外の方、固定資産、家をつくって、それから

ハツの向にか。どこがで行かれて、又、ど
な方かにラフがれて、まと、あの時莫、賦
課する時莫り人か。どこへ行って、ヨリか。
解ふんと言うことですね。それから大き
のでござります。それから、賃、手をやりて
ヨリもんでござりますかね。先だって松、
申し上げましたように、ニラ吉の委員会でござ
りましたかね。僕のものじゃなくんだと、
呼んでみたが名義貸しと言うんであります。
そう言うことで、たか、出て来て下さいね。本当
の賦課された時莫の所有者かつかまえが
れぬるのか大きな欠点があると説ですね。

133

今度で時効にかかるのは金額にして
数年をどれくらひですか。

稅務課

時効にかかるものは計算してござりませんが。

123

あ、上まで結構でござります。

稅務課長

少々お待ち下さり、一寸資料を持って
ませんか。御参考までにですね、固定資産か
今の徴収率が二九は五月末でござります
が、二三、二三〇、二二九は現年度、滞納もり申

でござります。その後、滞納かでなければ、
タクシーパーセントと云うことで現年度か88、
01パーセント、今の固定資産税の5月末の
徴収率でござりますが、後で本年度、固定
資産の（取扱不能）後で又、お知らせした
いと思っております。

12番、

大きな原因はありますか、所有者は
どんどん変わって、

税務課長

そう言うことが多さですね。

12番、

そうしますとですね、ひとりしか追及出
来ないんですか。

税務課長

あの時まで売りとはされてござります
で、例えば、所有主がそのまままで誰か使つて
あればですね、使用者課税となりますが。
売りとはされていませんがようね。

12番、

だから売りとはされてどこにどうか
ね、所有者がどんどん変る、税金の追及力
は人間ですか。それとも資産ですか。

税務課長

入向です。所有者です。

12番。

所有者、最悪の場合には、その人、市外
に行って住所が不明だと言つていては
もうあて上りでありますか。

税務課長

あとはウリジや、困ると思いますが、少し
は早くまでは差押と言う方法も出来るのは
出来ますか。

12番。

所有者の、その財産を、課税客体には強
制執行する以外はなりんじやないですか。
どこまでも入向だけ追及したんじや能力
かなりでしょ。入金せりなれし、まあ、あんた
方は人員が少なめと言つてしまふか。その
所有者だけを追及したんじやださかあかない
いでしょ。終局的には、課税客体を差
押え以外はなんじやなれいか。そうす
ると非常に簡単にすよ、時効にかかる
心配はなれどすよ。

税務課長

今度がいはですね、滞納なさいよ
うにですね、何回となく文書形式であとは
や。3をや。3をと、そり時までですね。差

押えせや、そらくんたと、そらまつことで、72年度
は避めて行うとは思てあります。

12番、

今までに差押えた事例ありますか。

税務課長、

そういう差押え事例はございませんか。
一応、文書でこうこう何回も送りましておね
その文書によって納めてあります。

12番、

滞納する人は文書で応じますか。

税務課長、

70年度で七又回ほど、あとまでやつて
いくと言う方法で滞納処理をしていくんだ
と、言う方法で、72年度は避めて行いたいと
と言う考え方一応構想は、計画はか
であります。

12番、

これがいい年だと相当の多くの方があ
ると思ひますから、時々、かかるときは、これは
大きな問題です。はじめに納税
してしまふ人は馬鹿をみると、言うことをな
ったんじや税金の趣旨にちと違つたり
ます。そうになると（聴取不能）。

税務課長

こちはですかね、賦課する時までその所有主。

12番

あんた方は人間だけ違反していませんか

税務課長

どうでござります方。

12番

市民税、事業税はいいでしょう。逃げまわれば、固定資産税というのは、(聴取不能)。所有者がどう言うふうな脱税工作をしようか。(聴取不能)。

税務課長

こちであります。賦課する時までですかね、賦課する時までその所有者かはっきりしたことはですかね。例えは調査の時まで、たまには家主、いや、いや借主ですかね。借主の方か所有者にたつたりですかね。借主の方かそう言ったより借主は所有者は解かれと言ふことですね。領収書をかいてないと言うことですね。もともと家の所有主(聴取不能)

12番

そろしきよと、あんた方の、税金の累積り

と言うのは、いいが減な資料で、

税務課長

"や、これは本年度、前年度の実績をお
さえてやる訳であります。

12番、

今後どうしますか。どうますか。

税務課長

何んでござりますか。

12番、

強制執行してまでどう気持はあり
ますか。お答えですか。

税務課長

はい、これについてはですね、職員とい
たしましても、（聴取不能）その中で今後
は、そう言うことをいかがにしていかなければ
ない、いかしてから町村では立っていかなければ
ない、そこで中部税務研究会か地方課にそ
の要請しましてある。地方課自体でそれ
の中にフリーでは、詳しく解説と、そこで
主税局の応援を求めておりますね。職
員の租税徵収法についての研究会をもと
うと、そう言うことによってしかござりぬ。
この問題は解決いけないんじゃないかなが
と、

12番、

研究する必要はないんじゃないですか。

税務課長

いや、大いにござりますので。

12番、

何をですか。

税務課長

方法等についてありますね。

12番、

あなた方は自分の权限とどうなりは、
まだ認識してないんですか。

税務課長

まだ認識とどうなりは、このほど問題
本当にござりますので。

12番、

問題がありまいか、強制するに問題
があるんですねか。

税務課長

いや、差押えする場合にござりね、頭の
病の問題でござりますので、そういう問題
もあおり研究して行うつもりで。

12番

どう言ったことか問題ですか、あんた方の執行権と執行方法に問題がある人ですか。

税務課長

問題と言うじゃなくてですね、やま方流によつて難しい実力の方が多い。そう言う方が多いのがありますので、その辺十合。

12番

法的に難しいんですか、人情ですか。
法的に難いこともありますですか。

税務課長

はい、法的に難いことがあります。

12番

どう言うふうか、私は何と聞くんですか、あんた方に权限があるとみていいんですかね。

税務課長

はい、权限はござりますが、それを措置する時も法的にまだうのみだからと言うことで大きな問題でござります。

12番

では何ですか。

税務課長

まだ、徴収法についての方は、まだ詳しい
解りんと言うことか大きな問題であります
諒なれど。

12番

これは、あんた方の認識不足であります。

税務課長

そうでござります。

12番

权限はあるんじやないですか。

税務課長

はい。

12番

あんた方の勉強方法であって、

税務課長

はい。そうです。

12番

あんた方の勉強不足で税収入が
時々にかかる所へいたり、市民に迷惑
感です。

税務課長

はい、今先申し上げましたように、そういうことかがりようは、中郡市町村にありますからです。その問題は早く解決しなければなりません。じやなにかと、と言うことで問題は投げ出されてありますので、十分研修会をもうまして、それを執行して行きたいと、このよう進めあります。

12番

市民の信感とりうのは、こう言った問題が出て来てます。はじめにあって、3人か馬鹿をみるようなことをやっても、たんじや大変であります。今後は時効にかかる様に、その額をいかゞで近くにするように努力して下さい。

税務課長

はい、解りました。

13番

滞納繰越について、ざつと計算してみますと、3万円を越えて、3万円だから、71年度の総計は、いくらい、11キリですか。

税務課長

現在の調定が、市税のすべてかと言うは、5月末の調定とこうことになりますかが、560、269、84セントでござります。玉方。

14番

これはパーセントでいいですが、何パーセント
ですか。滞納繰越のパーセント。

税務課長

滞納繰越、これはまだ出してござりません。

15番

従来、積算でありますと、50,000.一ドルの滞
納繰越が積算書よりは出ておりませんけれど
、これがふさと徵收率は相当上々と
言う。見込みのたつての滞納繰越の額を
計上してござります。

税務課長

はい、努力を十分やりでやつてある証
でござります。

16番

今度の市税の徵收、パーセンタリ率は
どのくらい予想してありますか。

税務課長

どうしても90パーセントは前年よりは
成績はむづく行うじやがりかと思つてあります。

18番

90パーセントと言うと、(聴取不能。)

税務課長

今の額にフルではあります、滞納分にフルでは50パーセント、予算計上でござります方がで、それにフルでは、その差額は出てますと言ふ訳です。

19番

私が申し上げるのは、税の徴収率です。90パーセントを目標でありますと、言うことは市税の調査が現在560,000,-ですか、もっと徴収率は上ると、言う様に解釈してよろしくござりますか。

税務課長

はい。

14番

終ります。

19番

只今の質疑応答の中では、滞納額
越分が50パーセントですか。50パーセント計上
してあるんだと言うことではありますか。こ
れは(聴取不能)。

税務課長

こゆにつけでは 50パーセント計上でござ
ります。

17番、

50パーセント計上してますと、ではと言ふ
とは、今の市民税、固定資産税、事業不動
産取得、轟自動車、そういう滞納課税をさ
うと計算すると、3万近くなってりますか。
そうすると、この予算にあひゆれてない、あれ
か、あれをかけありますと言う計算には3訛
ですか。そのとおりですか。

税務課長

はい、そうです。

17番、

先程、12番さんかい、あるんでありますか。
強制執行の問題、そういう場合に、時効
には、た場合ですかね。それかけ市民細まじ
めに納税をしてます市民は馬鹿をみる、
そういう形で時効に付けてまぬかれます。この
人達は得をすうと、ずつ3ヶ月リテで得をす
うと、言うようなことになりますか。

税務課長

「XO、50パーセントと申しますのはであります。
71年度と申しますが、た今はクニ年度と、しかし
こゆは そりままで時効と言う訳ではござりません。

せん。また「78年度にはそれがなりば止て来るま
すりで、又、それが徴収だかと言ふことにたま
るですね。

17番

私がすぐ時効だとは、私は申し上げて
ない訳です。ある程度の期間ある訳ですから。
税法にもとよりて、ですかけれども、時効に
なりそうな部分があると、先、答弁してあります
ね。12番さんには、そういうと、その部分は
ありますね。これが今年度、あるいは次年度で
あるか、解りませんか。近い時間にあります
ね。時効になるとありますね。これは
大きな問題だとみてござんであります。この措
置はどうするかと言うことなんですね。この措
置は金額が時効になりますとは申し上げてあります
。その一部はもういい、時効になります
た部分があるんだと、先答弁してあります
からね。この問題をどうとり上へかうかと
言うことをなんですか。

税務課長

それに付けては、72年度、73年度と時効
かかふさんようば、個々が努力を払うと言う
ことでござりますので、すべてが時効だく
言うことは、お考えなさいで下さり。

17番

私もそれは理解します。あります。

ただ、今後の取り扱いとしてですね。半額とか、
滞納繰越は納税する方法をいいしゃうない
違うし、そういう方には人選の誠意を認め
きよえだる。けれども、基本原則としては
納期全部、全額ですね、100パーセント、
納税をしていいだくと言うのが或は、当
局としても、そういうにしていいだくと言
うのが、基本的な考え方だと思込んでお。
納税義務者のやうに、そういう方向で努力
はしてもいいだくと、言うことはある。理
解しつつありますね、時效をまつた結果が
出るとですね、そういう事例が発生をして
くると、今後の納税の問題で大きく市民
にこれが影響を及ぼすと、言うことにな
りはしないかと言うことで、そこを考えておる
訳です。従ってこの問題はですね、先程の
固定資産税のあれでもうひとつ立った角
度から質問しませんか。先様、りゆゆく向
借人は、おんじかけれども、家主はだれか
解ふたかと言ふのか。当然のようですが
そういう事実がある訳ですか。

税務課長
ある訳ですかね。

17番
ある、そうすると家賃は誰に払う訳
ですか。

税務課長

そこをでオね、追及しようと思つて聞
くんですか、たしかに その家だと言うことで
徴収簿を ~~本~~みなしでいるんですか、こ
の家だと、それで今書を送つたが、そこにおい
んと言うことで、戻つてくるんですね。そこで
そこの家主がいい聞うとしたが、家主自身、
ただと、でいるんだと言つては、カリ
あしかでくれたが、内題かある訳で
すようゆ。

19番、

しかし、その固定資産といふのは、一応
は登記所に登記がされまオね、そう方々
と、そのもりかでござりようかでオね。
所在を明らかにすまことか出来まと想
んでおる。

税務課長

それがでオね、住所変更届出が全然
されてないんでありますね。そりでんで1番
がやうの種だんであります。

19番、

どうも理解出来ないでオホ、結局
土地にしろ、住宅にしろ、賃住宅にしろ、固
定資産でオかい そういう人達は、その宜
野湾市内につくっては、或はそに土地も
ある、固定資産があると、言うだけであつて

どこにいるか解らないと言ふのか。今、実態なんですか。

税務課長

"や、中にもそう言うことで来て来ておね、今の滞納分になつた固定資産税のであります。徴収がおかれしくりがいと言うことであります。

19番

だから、實際にはそこにはないと、幽霊みたいな形になつていますと言うことであります。しかしこれはどうしてモフタとめて、その宣野市内に固定資産があると言ひますから、なんまいり難で、それは区分したければいいからだと思ひますから。そのあたりは、十分検討なされてるんだですか。これは仮執行が出来ると思ひます。そう言う手続き等はふんだん事例はなし試ですか。

税務課長

はい、そう言うことでじゃ困りますと言うことで、そのへんに十分、力をそそいで行き左りと、次年度は力をそそいで行き方りと、先程から申し上げてありますように、中部り研究会内にありますからね、そのへんまで行うじやないかと、今、それら研究中です。さあまーす。

19

單日に研究がまとまることはいいですか。そう
言う措置はですね、單目にしても、一応私の考
え方としては、一応仮執行をやってですね。その
後にそういう研究も出来るかと思ひですよ。
そういう法的なですね。(聽取不能) こう
いう問題は善処をしていただきたい。一応
要望してあきます。終ります。

八

税務關係でござりますか、滞納關係が各議員から出されておりますか、それだけの滞納額が出て言うことは残念でござります。市長は前にも今度の場合には、どうしても相当上ってあると、言うことを心の中でありましたか、この予算書からみました場合には、相当の滞納繰越額が出てあります。そこで今先の質疑の中にも、当然そう言つるのは微機すやきでござりと言つ質疑に対して、全然なされては言つよう答弁ござりました。これは前の市長、助役、そう言う議会から質疑が出されました、強制執行まで行ったか、どうあかは解りませんか強制執行でありますと言うふうに廻かされて、よつて相当の成果を上げてあるんだと、言うふうに聞かされたのでござりますか、しかし、今は、そう言うのが、されており、言

うことは、ひとつめの姿勢の問題ではなかろうかと思つてあります。そこで一般施政を今一度ひかしたとき、税関係も全然ふれてござりません。ただ財政、非常に苦しいと言つたがけしか、のせてなまりのではあります。そこで市長の方々をお聞きしたいと思ひますか。この滞納者に対しきしては、どのような態度で臨むお考えですか。それともう一とおり、施政方針の中に、市町村の財源が極度に制限されてゐる、租税制度の欠点にも問題があると、言うふうに議会答弁で指摘されてありますか。これはどう言つたものを持っておひれまいか。その真あ伺ひしたいと思ひます。

市長

お答え致します。今の問題に対するまでは、おしゃる通り、最終的にはどうしても強制執行、そう言うことをやめなければなりませんけれども、出来だけ執行しないで徴収したいと、言うのが考へでござります。最悪の場合にはどうしてもこれがなれど、時效にかかると言うふうになりますと、どうしても強制執行をしなければならないと、しかし、その間、出来だけ滞納者を説得して、徴税をすと、納税をしてもらうような方法で行きたいと思ひます。

♪番

市長の今の答弁は なまほいでござ
りますか、そのへんからいたしますと、今度は
時効にかかる。リウム3滞納を落す措
置は、全然 きやな」と言つておは
う。ある程度、毎年これを落してあるは
ずです。そう言つものは強制執行され
てありますか。

市長

強制執行出来るとのちあれば出来な
りませんと思ひます。固定資産のちのか
あれば 強制執行も出来ると思ひますか、
本人がいつる場合は どうにもならないと
そう言つ内題もあります。

♪番

今先の答弁がいいしますと、出来ただけ強
制執行はしないようになりますと こやは なまほ
でござります。強制執行と うのは、出せ
ない人にありますのであって、出せる人には
出するには出来ないのです。そこで出せ
ない。延滞金をかう強制執行と言うを
のか出てくろ訳です。そこで市長と
しては、部下職員に対して、そう言う手続
きをしなさいと言つ命令がなないと 部
下職員でも出来ないと思ひます。そりへ
んは、どう言つた様に一応されてありますか。

市長

そう言つた問題に対しましては、十分担当課と話し合つて、これは強制執行すべきであると、これはもう少しいけば十分に納税出来ると言うふうに判断をしてやりた」と思ひます。

◎番

今までにはなされたことはござりませんか。

市長

ありません。

◎番

施政方針の中の制限が極度に制限されである、そして租税制度の大変にむずかしいと指摘されている。

市長

これは直接市民に対しての税金は問題はありませんけれども、政府税に対しての、割合が、問題があると認めてござります。割合は半分くらいは、割合はもってきたりと、こう言う問題が欠陥でござります。

P番

この他の税金も（聴取不能）

市長

割合をましてもいいだと言ふ意味でござります。一例を申し上げますと、事業税の場合、政府税だった場合、1割かそこそくに3割でござります。それを半分以下にまわしてもおかほりもう少しよくならんじゃないかと、こう考えをもってあります。

P番

このあとは（聴取不能）減にならぬありますか。どう言う度で減が生じたか。御説明願ひたいと思ひます。

税務課長

固定資産の減になつた理由は、家屋の場合、法人の場合、帳簿価格をあさりて来た訳でござりますか。今度からは帳簿価格じゃなくて、その評価でありますように法改正されましたので、その場合の落込みでござります。普通帳簿価格は大分多く書く場合が多いございますが、実際の個々の状態じゃないうことで、その分は減にならぬ。

P番

（聴取不能）

税務課長

はい、法人の分はまだ71年度よりは
上ってりますと言う訳でござりますが、法
人の落込みで、その分の減になつてます
訳でござります。

議長

午前は終ります。午後は3時から開
きます。

議長

暫く休憩いたします。(午後12時5分)
再開いたします。(3時又分)

議長

休憩前に引き続きまして、宜野湾
市の歳入歳出予算の第1款の市税の質疑
を許します。

18番

午前中の質問で滞納繰越の件でござ
りますが、奥様課長の説明によりますと、
滞納繰越計上額の倍、滞納金繰越が
ある訳ですね、50パーセント計上なされて
ある。そういう方と言ふと、60,000.一ドル
余りの滞納金があると言つておられ
から少し努力して貰つたために、徴税額を
上げるには出来なかつたか。 . . .

税務課長

今、1番いかがもう一度成績をよく
するために、調査額を上げた。調査はそれま
でござりまつりで、計上額かと思ひます。
それにつけでは、勿論、そう言ふことを考え
がります。しかし、私達としては、までは
現年度、今まで滞納、滞納が5%微収し
てきまつて、そう言う方々に限って又現
年度は滞納ござります。そこで現年度
ははやく納ませて、滞納になつた分を幾次
分割の納付。そう言う形でさせよ方がいい
レヨンの問題を解決すヨには、適当な方
法かと言ふことで、やつてござります。又その
50パーセントと申しますのも、滞納に限つて
その方々、先程午前中に申し上げまし
たように、その方がどこにおらひる所解ひ
なり。家にフリーでも中には先程申し上げ
ましたように、主はどこにあひる所解ひ
んと言うこと、又中にはその時実・微収
する時実には、既にその建物は廃家
なつたとか、或は撤去されたとか、さう
言うことでござりますので、それを土げ
るのは、へつて無理かと申しますと、失
礼かも知りませんが、何回も申し上げま
すように、までは現年度に力を入れて、その後、
滞納にあってかうな方法、それが
1番適当な方法かと思つておりますので
そのふつに計上しております。

18番

過去5年間の滞納額に対する内訳、これを知りたいんでありますか。

税務課長

滞納分の徵收率でござりますが。

19番

滞納額の年度別の内訳、残りの方は額です。

税務課長

はい、これについて今持っておりますのが、66年度先程、12番議員から質問がありました。66年度分はどうなってますかと言うことでござりますが、それと71年度をもってござります。それで結構ござりますが。

20番

たゞでなく5年間の資料。

税務課長

はい、~~今は~~ それまでのとおり。

又番

固定資産税にあきまして、納稅義務者ですかね、義務者は誰ですか。資産税

の納稅義務者。

税務課長

固定資産の納稅義務者は、その該年度の8月1日現在の所有者でござります。

又番

皆さんの今書か8月1日現在で8月以降出される様ですか。その間に年に2、3回家主が変わると、そういう場合既に8月1日に家主であったのが、5月1日になります。又次に変わると言う場合に、相当とればかかる出てくまんじゅながと思ひます。そういう場合に次の家主がいる法的問題もありまいか。

税務課長

所有主が変われば

又番

所有主が変われば前の所有者として、その家の固定資産として、前の家主が払はん分は、これら法的根拠はなが記されており。

税務課長

それはござりません。8月1日現在の所有者でござります。それが納稅義務者でござりますので。

又番

そう言うようなことで、今回の額が
多く出てるんじやないか。或は、そのへんか
不明か出てるんじやないかと思いたいか。

これに對しまして権利の相続、そう言う
時真で、前りそう言う義務は、次の家主が
引き継ぐと、言うようなこと法的には
まだ私たちはっきりあわせんか。そう言
う根拠があると言つことを聞けてあります
か。單なる売買に含まれる問題で
あるのかどうか。名義でそう言う相続關係
は、売買の時真かといなければ後はあ
くまでも前家主の権限であると、その
実はどうなっておりますか。

税務課意

こゆにつきましては、先程申し上げました
ように、又月1日現在の所有主しか出来
る訳でござります。例えばこのままですね。

この所有主が前のとおりなって、されが
徴収出来た場合には使用者（聴取
不能）解ふん場合には、使用者課
税と出来ますか。

又番

今度は所在不明というのを先
聞きましたか。どういう理由でそう言う
所在不^明が出てくるか、主に屋敷で

すが、土地ですか。

税務課長

家屋でござります。

又番

家屋。

税務課長

はい。

又番

それは主に如何に（聴取不能）

税務課長

それはですね、家は、中には廢家になつてゐるのもある訳でありますような、賦課する時実にはちゃんとあったのか。

又番

これは調定の段階で落されるる訳でしょ。

税務課長

それがですね、大分遅くなつてから発見されたのかですね。

又番

落さむか。滞納の手続をいか1ヶ年だ

宜野湾市議会

が解消したのか、2年、3年後から請求された場合は、そこから問題がある訳ですね。そう言う早く手続きをするほどによって徴税の率も高めな訳なんですか。次に軍人、軍属から固定資産をもつておる場合には、課税出来ますか。

税務課長

はい、出来ます。

タ番

その手続きはどうなっておりますか。

税務課長

これは（聴取不能）

タ番

今、主に滞納にあたって（聴取不能）結局、家主が解雇んと言ふのかな？訳ですね。

税務課長

はい、そう言うことでござります。

タ番

それはどう言う事で（聴取不能）

税務課長

それについては、滞納の方法としては

今、調査、今、賦課調査係の充実、

夕春。

課税した以上は徵收というか主に
どうかと思ひますからね、徵收の方法、特に
家主は借り主かい（聴取不能）ある程度、
登記所あたりを調査してあらうか。

税務課長。

これは勿論、登記所から調めて賦課
する訳でござりますから、それから登録した
住所にいたりと言ふのに問題があるとお詫
ですようね。

夕春。

しかし、これが滞納というより、非
常に、殆んど主が解ってていたりと言
うことは問題があると思ひますので、だ
までも客觀を減らす様に努力をお願いした
いと思ひます。

税務課長。

はい、努力いたします。

川春。

今回 かい予算の形式、並んで冒頭に
あけたところの議決権、そのものが大幅に
せばかりられ、同時に執行権と議決権
かい予算の審議の上で形として現われて

あります。結構かと思つて、私が別に中味まで出来ただけみたりようになつた」と思ひます。その前に基本的な面かう伺つたと思ひます。施政方針で述べられておりました様に、これは努力にはしまって努力に終つてあります。施政方針は大変結構かと思つてあります。ところが施政方針で述べられては、このまゝかの努力事項に対して、当然予算に反映されなければ、この施政方針といふのは、草なまペーパープランにしかすぎません。

従つて私がお伺つたのは、一体この予算で今回、特に重複目標、努力目標が十分反映され、とり入れられては、主な項目、これは当然予算編成の時まで、十分、考え方にはすであります。

この点につきまして、市長ともよろしくお聞かせし、或は助役でもよろしくお聞かせします。私の聞きたり要旨を十分、といひてお答え願います。検討しておけりは、~~お~~お答え出来たければ、ひとつ後でよろしくお聞かせします。これは約二ほど十分、私が納得のいく御説明を願ります。総括の時までよく御検討しておいて下さり。質問のホイントを変えます。施政についてお伺い致します。

市民権についてへそに倍額になつております。特に個人の場合、倍以上納税になつております。例え、税制度の改

悪といひましても、施政者としては、当然減税の方向に努力すがると思つてあります。同時に別面で市民の税負担を軽減するように努力すがるか、努力目標でなければいけないかなどと云ふふうに考る訳なんですか。併し体この税制の改悪によつて、へそに信頼の増税になつてあります。これに伴つてもつと税金の負担軽減をはかるような改正がなされたか、どうか。ひとつ、もう一時は、この税金の徴収の面において従来事務委託の中ではあるまいに徴収金、徴税事務をとつてありますけれども、一般質問の中で19番から構改革の面を述べられておりましたけれども、13回とこれが制度が変わると段階にありますて徴税業者そのものを、もう少し変つた形は現われてくるんじゃないかと言うふうな期待はしておりましたけれども、従前となんら変わらない。1日熊本以前のやり方しか、今考えてない、特に徴税の面で効果を上げるために、ひとつの方針として数年前から納税組合の問題をなげりられてありますけれども、この納税組合は、現在、市から考かれてますうな納税組合としてやつてありますとの、規模の大さり自治体単位、或はそれ以外の方法があるかと思つてありますかが果して効果か、実質的に納税、あくまで事務委託による報酬によると

445
この徴税、納税と言うよりは、むしろその手数のかかわぬ、報酬的なり。自主的な納税組合をもつてはいめて、私は納税組合の意味があまし、或は徴税の方法がある、予算の中にあふれてくれるんじやないかと、言うふうに考へてありますか。今年度にありて、この徴税業者並びに納税思想を高めよために具体的にどうすることを差してあるか、従来となるべく変わらぬ方法をもつてあらうかといあが。そのへんにつけで伺ひ致します。

助役

今第1度の質問に対するお答えを致します。この度、地方税法、市町村税法の改正によりまして、今回の定例会に宜野湾市の税条例の改正を提案いたしております。それと併せて、22年度の税の予算の見積りをして提案いたしてある訳でござります。おしゃまように税金は上よりは安くなうと言ふことは望しい方向ではありますけれども、税条例の改正も、税法の改正も標準税率を示めしてある訳でござります。それで、税が徴収しなくて、市町村運営が出来ないのは、税にかかっていなければなりません。例えば税法で100分の0.9とあるのを、0.1にすうことで、市町村の財政がうまく行きはなんにも違法にはなりません。それで、市町村の財政がです。

現在の財政需要をまかなくて十分あるとサヨ
ナラハバ ねにも 領せん方かがなにも審議
決してなくて もよろしく。又、当局が提案し
なくて もよろしく。内題は税の
負担とハウカの人は、財政需要をまかなくて
そして十分 市民福祉、サービスをすまと言
うのか。財源のルルル。負担の原則のや
はりかと思う訳なんぢ。税は出さなくて
て、福祉をやれと言ふことは、全く矛盾した
理論であります。そう言うことは出来な
る訳であります。

税務課長

2番目にアリてお答えしたりと思ひます。
自主納付と言う形にもって行くには勿論
P.R. 宣伝もござります。勿論、今成績
微税成績がよくないと言うことは、私達の
宣伝不足と言つても過言ではござりません。
そう言つて、私はそりぞの宣伝
をア P.R. に今後多くつくしていくと共に
に、又、先だつても申し上げました、納税組合
方式、それを今後つくつて、自主納付
にもって行きたいと、このように考えて
おります。しかし、大きな内題が各行
政区、或は各戸訪問をしてしましても、是非
納税組合を結成したないと、皆んな
こう言う考え方でござりますか。ところが
まりは、誰かこの納税組合になると、もう
うかと、組合長は、たぶん、どうか。

フリで、各組合、各行政区において、心配の種でござります。少くは勿論、市の職員なりを、私の方で、も説明いたしまして極力初代組合長にたっておいた。尚又、皆様方も初代組合長にたっておいたければ、私としても、幸いと存っております。残るは、組合長、誰かがなっておいたが、誰か協力お頼りして行くかと、それが一番、私の懶惰の裏でござります。この点について今後その協力方を各自三公会、或は各組合を歩きまして、二の課税の説明、協力依頼をして行くと、この様に行政事務連絡会でお話しは進めてございます。

II 税

助役の先程の答弁からみて、ママの疑問をいたしております。と申し上りますのは、勿論、税金と言ふことは財政需要を十分、或はそれ以上に賄うだけは、当然、税金の面で賄っておられるかを知りませんけれども、しかしながら私がお聞きしておるのは、今回、皆さんの負担過重を強められ様としております。市民はそこで負担軽減を求める立場かいなんいかの対象、検討はしなかったりか、どうか、先程の説明によると世の自給体はいくつでありますか下げるやうんだと、言うふうなことを言っておる、ありますか、もし、

当局が、市民の税負担を少しでも軽減をしようと、言うことであれば、そう言う制度も十分可能だと、そう言う措置も可能だと言うことであれば、税制の改正、税法の改正はあたにしても、段階的に今年度は住民負担、妥当な行政を、住民負担を考慮して、そして段階的に所得に応じた増税、或は税金を賦課して行くんだと、言うような考え方は、私は理想であり、或は又、現実的だと言ふふうに考る訳であります。ただ私が聞けてるのは、そう言う対策を十分検討しなが、たかどうか、そのへんにつれて、今伺った訳であります。

助役

今度の予算に見積ってありますのは、あくまでも、税法改正に伴うところの標準税率でもって条例を制定するべて提案してありますとして、見積りも、そう言う標準税率ひもって見積りはしてあります。それで二つ以上の改悪と言うことになりますと、もし仮に標準税率以下に税条例を制定した場合に、地方交付税は標準税率で計算されます。例をゆす、宜野湾市が標準税率で財政需要額が八〇万ドルあると、算定された場合に財政需要額が八〇万あったとした場合に、八〇万ドルは交付税が交付される訳なんですね。しかし、税条例を下げるまして、

50万しか税金かはりませんとありますと、
やつぱり交付税の額は20万であ
ります。やはりなり訳です。そう言うような
財政のゆとりがあるってあります。宜野湾
市の財政の運営がなされるとどうかは
現在、皆さん方も一目瞭然お解りの
ことじゃなないと、言うことであります。
そう言う配慮かはりゆるか状況であ
るかどうかは、皆さんお解りいやなないと
思ひます。この裏面では、

II番。

この裏面では、十分承知しております。
一方的に交付税のことを考へて、そして税負担を
見積りにはりつてあります。倍額の負担をしあげ
ないでいいんと言うことになります。結果、市民
は非常に苦労する訳であります。そう言った
面をですね併せて考えて然うづきであ
うと言うふうに私は考へる訳であります。
しかしながら、今話したように下川だ
と思っても、下川ることによって今度は
交付税の問題が出てくると、言うようだ
ことになまくやむをえないうかも知りませ
んけれども、しかし、施政者としては、当
然市民の税負担を出来るだけ軽減
するような努力をするでしかつづいてある
と、言うふうに考へて私は質問をした
訳であります。これは基本的な施政、
態度でなければいけないと、言うふうに

考えであります。以上。

議長

第2款の市町村交付税を併せて
質疑を許したいと思ひます。その前に市
町村交付税の率、積算基礎か説明書
書に出てありますから、そりを統括課長の方
に説明を願ひたいと思ひます。

説明

御説明申し上げます。この説明の様式は政府の地方課からの算式が明記されてあります。 $A \times 1.5 + K - 8 \times 0.7$ これはプラス・マイナスでイユール予算計上額と言つていてあります。Aが説明にもありますように71年度の教育費以外の基準賦政需要額、一般会計の基準賦政需要額であります。Kが72年度の教育費の単位費用改正による需要額の予想額であります。また、教育委員会の予算算出と大体、800.0円の差があります。Bが72年度に予算計上された税収額、結局先程お話し向題にあります。総額にして562.705.一ドル、王は宜野湾市の場合は今回、予想されておりません。そう言つて、この算式は現年度の、71年度の基準賦政需要額に需要額が大体15パーセント伸びると、そう言う想定で今度の交付税の算定基準を、単位費用を引き上げると、言うふうな政府の説明であります。次にして、予算の計上額は、琉球政府の方におきましては、72年度は282,178.-ドル、現年度63,946,787.-ドルで現年度に比べますと、次年度は36.5パーセントの交付税の伸びがござりますけれども、交付税の算定費用の計算方法が72年度から大きく違うようありますとして、このふうな政府の指導どおり、算定方式に基づく計

としてございます。それで特別交付税につきましては、出来たわけ計上しないようだと、言うふうな指導がございましたけれども、前年度から887.一ドル交付決定なっておりますので、是非とも2万ドルは確保して行いたいと、言う意味で、政府としては市町村合併の、部落合併をすこし予想がござりし、千はつとありますこんな面で、千はつ地域への特別交付税が予想されておりましたので、普通の災害とかそういう青つもりが予想されたが、市町村においては特別交付税はくまないうようだと、言うふうな指導がござりましたけれども、一応20,000.一ドルは確保したいと言う意味で計上しております。以上御説明申し上げまして、何かありましたか質疑にお答えいたりと思います。

1番議長

3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、10款、11款まで質疑を許します。

1番

5款、1項父目の土木費補助金について質問したいと思います。この辺は政府支出金の土木費、政府補助金になつてあります。829,501.-一ドルの中、下水道事業補助金の379,501.-ドルについてであります。これは琉球政府からの補助金でござりますが、この援助は日政援助か、民政府補助金か、琉球政

府自己貢源か御説明をお願いします。

助役、

この件につきましては、都計課長が政府と折衝しておりますので、都計課長から松井閣にて範囲内におきましては、民政府補助と聞いております。

1番、

はい、よろしくお聞かせください。市長に傳内いたしました。又27,501.一ドルの中、民政府補助の379,501.一ドル除いた30,000.一ドルの政府補助が予算に計上されておりました。その30,000.一ドルは説明をみますと、喜友名中通り道路工事改修工事10,000.一ドル、新城地内 都計第1号排水路新設工事20,000.一ドルでござりますが、この2箇所の工事の30,000.一ドルはたしか71年度会計年度に計上されておりました。71会計年度にはニウは不甲斐にたつて113資料がはりてありますから、そう言う観点からみます場合、土木事業費は72会計年度には琉球政府からノセントの補助金もみあたりませんが、市長は補助金獲得の努力がありだとして言うふうに、予算評価みうけますからいいかもです。

市長

お答え致します。何回も政府に対して折衝はしてありますか。財政の落込みで宜野湾市ばかりではなく、30ヵ所の各市町村が、現年度の予算には 30% の市町村も含まれてないんであります。

1番、

土木事業の市町村への補助金は、どの市町村にも 72 年度はだりと言ふてあります。何故だりでしょうか。

市長

政府から日政援助の対応費を出すために、政府の卓犖事業が出来ないようあります。

1番、

それで市町村への補助金は出せないと言うことでありますか、これはけしからんですね。琉球政府も、日本復帰という段階にあります。これは日本政府も琉球の方に多額の援助をしていましたが、それが地方自治未端である市町村に 1 セントの土木事業費も補助しないと言うことは、これは住民福祉、環境整備の裏から考え方として、もうこの外だと言う解釈に立ちますか。これは大変問題だと思います。はい 終ります。

11番

先程、1番議員から琉球政府からの補助金が少くないと言うような不満がありましたが、私も全くそのとおりの気がします。今の琉球政府の補助と硬直、今からの補助金をあてにすと言ふことは不可能かと思つてあります。しかしながら、例え財政硬直を来ていても、日政援助、新年度の日政援助の交付額をみた場合、これは現年度に比べておそらく3倍以上なんですね。しかし、言ふうに私はこれであります。と言うことは日本政府は金はあるのです。しかし、こゆきどう言う形で補助金をうけますかと、言ふうに私は思っております。それで、宜野湾市は建設途上にありますし、私はやっべくち市の建設を停滞させることは、これは許されない様な現実であります。そう言う立場に立つたならば、琉球政府を離れて、直接して補助金をもらう。或は日政援助をもううと言つような意欲、知性があるべきだと私は思っています。これは決して出来ない訳ではございません。このハイパスも日政援助でやまできることは、どうれどもそれは、ナリ提示してもいいです。そして、議会もへ諂ひに來になつて、私は許

かで行くなれば、必ずしも守能性はなりと吉
ラにては、~~必ず~~断言出来たゞ証であります。そこで
その予算を又々この民政府補助金ムハタクの
琉球政府がい出されりと之の建設業に對
する補助金と言うのは全く餘分たゞもの
であります。この中で日政援助にてな方アリ
或は該当す、或は是非日政援助で
この事業をやむなければまづらんと、言うよ
うな、次年度に於ける事業がござります
あるからには、どう申すかは、どう申すか、
マニ申請をしたが御説明をお願い致します。

助役

お答えする前に一寸お断りをしてあさま
す。都計課長は今日家族の病氣のため、病院
に急いで行くために休んであります。それで
日本政府援助につけての工事個所は申請は
してありますか。私、どこのことは、モリ記
憶してありますので、後で都計課長の方か
がお答えせたまうと思ひます。今日は出来ませ
んが。

II 緒

IIでしよう。ひとつこの二、三日中に日
政援助によると之の事業個所、特に申請
してある個所につけては議会に提出していい方
がきたいと思ひます。先程、助役が税金
を下げたと言ふことは、可能であります
と言ふふうな御答弁をしてあります。けいども

449

丁度、二の税条例の改正案が、総務委員会に提出なされてあります。実際の話しへ市民の税負担、外の税金だけじゃなくて、形を変えたところの、いざなは負担か過重負担として、市民の負担状況をみしました場合にですね、相当な負担額じゃなくさかと、言うふうにして我々市民のふくさ貝令であります。そのふうに調査してみる訳です。そこで、さあり今度は税金が又倍に値上がりと言うことにならうとしており、税金を負担する市民の立場がいかずと、このでない様な感じがしましてね。この実は条例改正につきましても、いざなの我々の検討する範囲内で税率をあさえることは出来ないかどうか。そのへんまで掘り下げて検討して来た訳であります。さて、拙政と言つて悪法の上に重つてしまつて、地方議会の能力、权限にありてはどう出来るとも出来ないと言うふうなことで、一方で、市民に増税の負担額を強ひなければだらんと言つような現状にあります。しかし先程、助役の説明によると、交付税の額が下りて税金を下げるこことが出来よんだと、言うふうな説明であります。この交付税の落ち込み分は今、私が申し上げたような外の補助金、援助金で十分、補うよう努めを払えないと、言つてあります。